2　市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を失つたときは、その者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項の記載をするとともに、その者の日本人住民としての住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

第二十四条の三第一項第一号の改正規定中「以下この項並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第二項第一号の改正規定中「転入届をいう。以下この項において同じ」を「転入届をいう。以下同じ」に改める。

第三十条の二十一第五号の改正規定中「転出をし、又は」を「転出をし、」に、「消除されたとき又は第一号若しくは」を「消除されたとき」に、「又は」を「、第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は」に、「前二号」を「第一号若しくは前二号」に改める。

第四章の二の次に一章を加える改正規定を次のように改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　外国人住民に関する特例

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の二十五　外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

一　次条第一項に規定する通称

二　第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

（外国人住民の通称の住民票への記載等）

第三十条の二十六　外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び次条において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2　住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載しなければならない。

3　市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

一　外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合　転出証明書に記載された通称

二　外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合　法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称

4　外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5　住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6　法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7　外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに第七条第二号、第三号
	事項のうち第七条第一号から第三号まで	事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
法第十二条第二項	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項	第十四号までに掲げる事項	第十四号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第十二条の二第二項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三第一項	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号
法第十二条の三第四項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第一項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の五第一項、法第三十条の八第三項及び法第三十条の十一第九項	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号